議会改革特別委員会会議録

招　　集

令和８年１０月１４日（水）午前１０時

出席委員（８名）

（委員長）矢田貝　香　織　　（副委員長）塚　田　佳　充

伊　藤　ひろえ　　門　脇　　由　　津　田　幸　一　　又　野　史　朗

鷲　尾　一　樹　　渡　邉　洋　介

欠席委員（０名）

出席した事務局職員

毛利局長　田村次長　坂本庶務担当局長補佐

傍 聴 者

新井議員　小枝議員　前島議員　松田議員　三木議員　森田議員

報道２社

協議事件

米子市議会議員政治倫理条例について

～～～

ては、主にこの中間報告に基づいて記載をさせていただいております。その中で第６条の検証におきましては、（２）の第６条に関する課題及び議論の結果にありますとおり、旧条文では記録の対象範囲が提言、要望、意見等があったときとされていたため、市民のための純粋な政策提案や、日常的な地域要望までもが記録されてしまい、正当な議員活動と政治倫理違反行為が混同されることで、かえって議員活動の萎縮を招いているのではないかといった懸念が課題として示されました。議論の結果、記録の対象範囲につきましては、本条例はあくまで政治倫理に関する規範を定めたものであるため、(ア)にありますとおり、第６条に基づく記録の対象は、第４条第１項に規定するあっせんや不当な関与など、政治倫理に抵触違反する行為のみに限定されるべきであるという基本的な認識が確認されました。あわせまして、（イ）にありますとおり、純粋な政策提案等の記録につきましては、別途議会基本条例の検証等の中で新たな仕組みを検討すべきであるとの合意に至っております。また、（ウ）の記録作成時における議員の確認、承諾の要否につきましては、議員の承諾を得るべきだとの意見も出されましたが、承諾を義務付けると記録を作成する職員が萎縮してしまうなど、かえって記録制度自体が形骸化、骨抜きになる恐れがあるなどの指摘がなされ、最終的には職員が公平・公正かつ客観的に記録を作成できるよう、議員の確認や承諾は不要と結論付けられました。こうした議論を踏まえまして、条例の改正方針が（３）のとおり決定されまして、平成３０年３月定例会での議決を経まして、同年４月１日に改正施行されたものでございます。続きまして、２の改正の内容についてでございます。主な改正点は３点ございます。１は見出しの変更、それから２点目は記録対象の限定で従来の提言、要望、意見等から第４条第１項各号に規定する行為へと明確化、限定されました。３点目は記録内容の整理で、当該行為のあった日時、内容、対応等を正確に記録保存する規定へと整備されました。（３）まとめにございますとおり、この改正によりまして、政治倫理条例における記録制度は第４条第１項に規定する行為に対する記録限定、明確化され、純粋な政策提案や要望との区別が図られることになりました。説明は以上でございます。

○矢田貝委員長　ありがとうございます。ただいまの説明を聞いた上で各会派、委員から提出いただいている一覧にある３つの意見について整理をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず門脇委員からいただいている意見ですけれども、全ての議員からの提言等を記録することをもう一度政治倫理条例に記載するようにという変更点を掲載をいただいておりますけれども、今の御説明をいただいたわけですが事務局からこの点、門脇委員いかがでしょうか。

○門脇委員　前回の特別委員会でも申し上げましたとおり、平成３０年の改正後取られている提言、本年３月３１日までに執行部のほうで取られている提言はゼロ件でありました。これも前回お話ししたんですけれども、既に本年４月１日以降は執行部では運用を改められています。４条１項の規定に当たるものだけではなくて、全ての議員の提言について記録を取るというふうに運用をされておりますから、これは平成３０年の倫理条例の改正前

の状態、元の倫理条例の条文どおりのものと同じと考えられますので、当然この倫理条例の条文も改正前に戻すべきというのが私の主張です。

○矢田貝委員長　そのほかの皆様から御意見を伺いたいと思います。

又野委員。

○又野委員　私も前回のこの特別委員会のときに申し上げたんですけれども、今執行部の運用の仕方が、先ほども門脇委員から言いましたけれども、改正前の倫理条例の改正前の状態に戻っていると考えられますので、元に戻していいのではないかと私も思っております。以上です。

津田委員。

○津田委員　６条についてですよね。我が党の議員団のほうから、この改正が必要な点ということで上げておりますけど、やはり口利き防止の観点から記録方法が不十分だというところで､そういう記録詳細を確認して残す場合は記載について協議をするということと、あとは記録した文書の扱い、あと保管年数も検討をしていくのが必要ではないかということで上げておりますけれども、やはり前の分に戻すっていうことになると、その辺はどうなのかなっていうところがちょっとあるんですけど。ちょっとそれについて、分かりましたら。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　ちょっと今の御発言の内容が定かには分かりにくかったんですけども、保管年数とか記録した文書の扱いについて、前の条文に戻したときにどうなるかっていうようなことでしょうか。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　ちょっとそういうことだけではないんですけど、前の分からやっぱ変更していったところには何かそういう理由があるっていうことだと私は受け止めておりまして、ちょっとその辺もちゃんときちっと見るべきではないかなっていうふうに思うんですけれども。

○矢田貝委員長　確認ですけどそれを整理するために、先ほど事務局からこの改正の経緯を御説明いただいたわけですね。説明を受けた上でも門脇委員は、全ての記録を残すということを政治倫理条例に記載する必要があるとお考えになっています。そのことについて記載をしているというのは当局の運用のことであって、そのこととこの政治倫理条例に記載するということを一緒に考えるべきかというところの議論しなければいけないんですね。

門脇委員。

○門脇委員　ではその部分の議論をさせていただきたいかなと思うんですけれども、そもそもですね、この平成３０年に行われた政治倫理条例の第６条の改正が、皆さん妥当であったと思われておられるでしょうか。私そのときの議論の会議録というか、そのあたりも見たんですけれども、今事務局から説明があったように、変更、条例改正の理由の一部が

正当な議員活動、いわゆる住民からの要望などを執行部に届ける、その正当な議員活動を妨げる、萎縮させる恐れがあるというようなニュアンスの議論が当時あったというふうに今説明があったと思いますけれども、議員が何の後ろめたいこともなく正当な議員活動をしているのであれば、それが記録に残されることに、なぜそれを拒む必要があるのか。先ほど申し上げたとおり、平成３０年の改正以降、今年の３月３１日まで執行部のほうで取られた記録はゼロ件です。当然そこには４条の１項に触れるものがなかったということでゼロ件だったということも考えられますけれども、逆にこれは一般質問でも申し上げましたけれども、職員がそれを判断するわけです、記録に残すかどうか。４条の１項に触れているかどうかを職員が判断すると。これは非常に重い責任があります。要は倫理条例に違反しているということを１人の職員が判断するということになるわけですから。それがハードルとなって記録に残すことがはばかられたということも十分に考えられるわけです。我々議員が議員活動する上において、何ら後ろめたいことなく正しく議員活動をしているのであれば、記録に全て残されて何が問題になるのかと。それを皆さんが拒まれていることが、私には不自然というか常に疑問が残ってます。全部記録を残してもらって何かあればその記録をたどって、今回４月に起きた受託収賄の件のように、もしかしたら運用がこの平成３０年に条例改正が行われていなければ、今回の猿の事件に関しても何らかの職員に対する提言等が残っていた可能性は否めないと思います。これはゼロ件だったことが今回の政治倫理条例においては大きな問題であろうと思いますので､全てやはり残すべきで､それを残すべきでないとおっしゃるのであればなぜなのか、その理由はやはり明確にするべきだと思います、市民の前で。繰り返しになりますけれども、我々は何の後ろめたいこともなく正しく議員活動をしているのであれば、全部の記憶が残って何の問題もない、そう思いますが、皆様どうお考えでしょうか。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　前回の改正で逆に市の職員さんが記録を残しづらくなってるんじゃないかなと私は感じてます。市の職員で、さっき言われたようにその法律に抵触するかどうかというところを判断するかどうかっていうところで記録を残しづらくなっているということになっていると思うので、やはり全てをまずは残して、先ほど言われたように、門脇委員が、何かあったときにその記録をまた見返したりして、そこが問題があった可能性があるとかそういうことが出る可能性がありますんで、そのときのためにもやはり全ての記録は残しておくということがやはり大事なんじゃないかなと。そういう視点に立って、当局のほうも多分運用を見直されたと思いますんで、議会としてもぜひとも全てを残しておいて欲しいと、本来だったら議会から言うべきだったんじゃないかなとも思いますし、そういう気持ちでやっぱり前の条文に戻したほうがいいのではないかと私も思います。

○矢田貝委員長　その他の委員の皆様いかがでしょうか。前回のことにつきましては、倫理条例スタートから２年が経った段階での議長からの条例の検証の中で出てきた議論であ

ったわけですけれども、今回については今ここの中ですぐに結論が出せるものではないかもしれませんが、大事なことだと思いますので皆様のお考えを一通りお聞かせいただけたらなというふうに思いますが。

鷲尾委員。

○鷲尾委員　そうですね、私も市民への透明性を高めるという意味ではやっぱりこれはセットで記録を残すというのでいいんじゃないかなと思います。以上です。

○矢田貝委員長　事務局からの御説明の中に、純粋な政策提言等の記録が多かったということでこの４月から以降今までの記録がないというふうにも受け止められるだろうという門脇委員もそういった理解だと思うんですけど､それで私は合ってるんだろうと思います。ある程度はですね、それまでに記録がなかったということについては倫理条例第４条第１項に規定するものに触れるものがなかったと仮に理解すると。今回どうしていこうかのところなんですが、それを純粋な政策提言をどのように記録に残していくのかということについては、議会基本条例の検証の中で、検証等の中で新たな仕組みを検討するべきという議会としての議論をしてなかったということではないのかなというふうに考えるんですけど、この点、議運等で話し合われたかどうかというのを私申し訳ないんですけど確認をしておりませんけど、記録の中であったでしょうか。分かる範囲で事務局に。

田村次長。

○田村次長　私も確認をしてみましたけれども、この時期一緒に基本条例の検証も行っておられまして、政治倫理条例の検証が終わった後に基本条例の検証といった流れだったかと思います。記憶してますけれども、中でこのことをちょっと議論をされたような検証結果報告書を見てもそういった記載はなかったかなというふうに記憶しております。以上です。

○矢田貝委員長　ありがとうございます。これはあくまでも米子市議会議員政治倫理条例です。そこのところで一度改正の時期に４条１項に規定するものに触れるだろうというところを記載するというふうに変えているわけですね。そこをもう一度全ての記載に戻すというところはちょっとどうなのかなという私の中ではすごくハードルが高いんです。その上で令和８年４月の段階で米子市当局として全ての記録を残すというふうにされたという背景というのは、門脇委員がおっしゃったところにあるのではないかなというふうに想像するわけですけども、その点についても、事務局からお答えがいただけますでしょうか。

（「もう一度お願いできますか。」と声あり）

○矢田貝委員長　この令和８年の４月１日以降に全ての記録を市当局として残すようにされましたね。そこの背景には門脇委員が先ほどおっしゃったみたいに、今回の一つの事案が背景としてあったのではないか、そこが市として全ての記録を残すことにしたのではないかと、自主的にということですよね。そこについて事務局で把握されていることについて。

田村次長。

○田村次長　今回、令和８年４月から当局のほうが要領を定めるに至った背景につきましてですけれども、市行政に関しまして米子市議会議員等から本市に寄せられる提言、要望、意見等について市役所内で情報の共有化を図り、迅速に組織的に的確な処理を進めるための方策を以前から検討されていたというふうに伺っております。さらに４月の事件を契機に新たに要領を定め、本年４月から施行する制度として明確化したものであるというふうに当局からは聞いております。以上です。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　加えてですね、私９月の一般質問でこの内容を取り上げたんですが、会議録見てもらったら恐らく分かるかと思うんですけれども、執行部のほうに本年４月の受託収賄の件が影響しているかというのは、４月からこの運用を改められた理由の一つとして本年４月の受託収賄の件が影響しているかというようなニュアンスの問いをしたんですけれども、それも影響しているというようなお答えだと思います。少なくともそれが全てではないと思いますけどもそれも影響しているということで御答弁されたように思います。

○矢田貝委員長　塚田委員。

○塚田委員　今６条の話をしていますが、元に戻っちゃうかもしれないですけど、ずっと１条からずっと話をしてきてですね。今すごく熱い議論をしてて、私も今、頭ん中で決めかねているというところなんですけども、最初の１条からの流れでいくと、こういう話、こういう案がありますよっていうのは受け止めて、次に７条、８条って移っていって、また議論する機会が設けられているはずなんですよ、この全部終わった後に。なので、ここは門脇委員の意見も残しつつ、次に移っていかないと多分終わらなくなってしまうので、全ての部分が。すごいいい意見なので、ここはここで残していって、次の７条、８条、９条、最後の１４条まで行かれたらどうかなと。ちょっとここで深掘りしていくのはちょっとどうかなと思って。一応事務局から今までの議論の中のこういう話がありましたよっていうのをいただきました。こういう資料もあります。その上での話で今こう流れていってますけど、何かどんどん深掘りしていってるなと思って、どこまで深く入っていくのかなと思いながら聞いたんですけど。これをやりすぎると先に進まないなと思って、ちょっと私今手挙げさせてもらったんですけど、本当今大事なところなんで、すごく深掘りしていくのはいいんですけど、またこれは別の機会でもいいんじゃないかなとちょっと私の中で思っています。皆さん、どうでしょうか。

（「委員長」と声あり）

○矢田貝委員長　ちょっと待ってもらえますか。発言いただきたいと思いますね。皆さんのこの記載内容全てかどうかっていうのは、この６条につきましては３つの御意見を一覧で見ていただいたとおりであります。まず門脇委員の全ての記載をするかどうかというところを今議論しておりまして、まだ公明、自民さん２つのところにも議論を進めていかな

いといけないわけですけれども、皆さんの御意見は全ての委員の皆様から伺っておきたいと思います。鷲尾委員は全ての記載でいいという御意見だったと思います。それでよかったですね。津田委員のほうはいかがでしょうか。

○矢田貝委員長　オッケーということで、全ての記載。

津田委員。

○津田委員　残すか残さんかって言ったらですね、確かに全部残せば本当に全て全部残せばそういう門脇委員の意見も分かりますけれども、この第４条の第１項の各号に規定する行為があったときっていうふうに今回の改正でされてるわけですから、やはりそこはちゃんとそこの線引きをしてるわけであって、私としては改正前の全てを残すようなふうにするよりは規定する行為があった場合というふうに限定されていたほうが、こちらの位置としてはそういうふうに改正する以前に戻すっていうかですね、実際の運用に戻すよりは今の改正の意見のほうを尊重するものであります。以上です。

○矢田貝委員長　では、渡邉委員いいですか。

渡邉委員。

○渡邉委員　明確にこの改正を文言を入れてこの条文の中に元に戻す、先祖返りをするというところまでは必要がないのかなと私も思います。ただ同時にこの８年４月１日に当局のほうが運用を変えられていって､確かにこれは先祖返りなのかなとは思っておりまして、そのほうが都合がいいんだけれども、ただこの倫理条例に基づいて当局はこういうふうに運用は解釈できるんだと取っているので、条文をそのまま変えるっていう必要はないんだけれども、これはもう運用の話で改正までは必要ないんだけれども、そういう水面下というんですか、そういう運用の中だけで留めるっていうところでいいのではないかなというふうに思いました。

（伊藤委員、入室）

○矢田貝委員長　ありがとうございました。伊藤委員、６条のところの背景について事務局から説明をいただきまして、まずは門脇委員のところの意見ですね。改正点の主要なところについてまずは３つある中の門脇委員のところから議論しておりまして、ここを深掘りして一つ一つ仕上げる段階ではなくて、各委員からの説明をいただきながら共有を図りながら最後まで行って、それで次に具体的に整理できたものが示されて協議を深めていくっていう段階なので、どうしましょうかというところなんですが、大事なポイントなので全委員の皆様の御意見を聞いているところです。早速ですけれども、伊藤委員の御意見を伺いたいと思います。

○伊藤委員　大変申し訳なかったです。また御丁寧に説明していただいてありがとうございます。私も改正前は議員からの提言等に関する記録なので、様々な意見があったり記録の分けみたいなのを、これが提言だとか意見だとか口利きに当たるっていうような、そういうようなものの分けはなく全部だったような気がします。だけど、それにしても職員さ

ん１人１人のこれは残す、これは残さないという判断基準も明確ではなかったように思いますので、私はやっぱり元に戻すっていうのはちょっとどうかなと思っていて、今、せっかく明確化、限定ということで改正後は議員の関与等に対する記録、だから関与に関することということに限定的になっているので、それは私の前回の委員会でも言いましたけれども、やっぱり何かきちんとした書式、データでもいいんですけど書式でこれこれに当たるというふうなところの記録の様式がやっぱりあっていいんじゃないかな、内部的にはあるのかもしれないですけど、ちょっと今見たことないです。だからそういうようなことを考えると、全部前に戻すのではなくて今のあるところをそのまま使って、でも何かしら門脇委員もね、ここのところはどうなのかっていうようなところをちょっと書式で様式で補足するみたいなようなことができればなと思っています。考えは以上です。

○矢田貝委員長　一通り皆様から御意見を伺いましたけれども、これ進みたいところなんですが、もう１個だけ事務局に確認を。皆様のところで伺いたいと思うんですけれども、この記録の件数についてですが、改正前、改正後について、皆さん何回も門脇委員の議会質問から始まって耳にされていると思いますけれども、事務局からもう一度伺っておきたいと思います。お願いします。

田村次長。

○田村次長　記録の件数につきましてですけれども、まず政治倫理条例策定前、平成２６年６月３０日以前になりますけれども、こちらのほうはちょっと把握はしておりません。それから政治倫理条例策定後から６条改正前、平成２６年７月１日から平成３０年３月３１日までですけれども、この間の提言等の記録ですけれども、平成２６年７月１日から平成２８年６月３０日までの間の提言等の記録を議長が当局に対して依頼したことがございます。そのときにあった回答の件数としましては、提出件数が６８件ありました。平成２８年７月１日から平成３０年３月３１日までですけれども、こちらのほうはちょっと把握はされておりません。それから６条改正後ですけれども、平成３０年４月１日以降になりますけれども、まず平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までですけれども、こちらは４条第１項に基づく行為ではなくて、提言等の件数につきましては当局のほうは把握していないということでした。それから令和８年４月１日以降、取扱要領が施行されてから直近で１０月７日までの市議会議員等提言の件数の記録としましては１６件ございます。それからちなみに平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、議員の関与等、改正されておりますので、第４条第１項に規定する行為に対する記録の提出を議長が当局に対して求めたことがありまして、こちらのほうは該当なしという回答を当局からいただいております。以上でございます。

○矢田貝委員長　ありがとうございました。今いただいた数がですね、実は私これでも全てが残っているのだろうかっていう印象を受けます。それをどこまで私達のこの政治倫理条例なわけですので、それを全て残すようにと書いてあったところで、書いてない政治倫

理条例作成前のところでもこれだけ多忙の職員業務の中に議員が窓口にやってくるっていうことに対して、職員が全て記録に残していくっていうことが本当に求めていい業務としてあるのかなっていうのがあります。私１３年議員させていただいておりますけれども、逆に職員のところにですね、議員が訪ねたり、お尋ねをするということをやめてくれと言われている自治体もあるというふうにも伺っております。それは業務の妨げになるからだということも聞いたことがありまして、実際その職員業務として全てを残していくということがどれだけ大事なんだろうかっていうことを思うと、私は前回のこの議員条例の改正にあたって触れると考えられたそこのところを職員のところで判断をして残していくようにするということは、１回何かを言ったところが全てを残すという業務なのか。これってどうなのって思うようなところが繰り返しになったときに残っていくのかっていうところっていうのは、ある程度幅があってもいいのかなっていうのが私もこの全ての皆様に意見を言っていただいたところなので、意見として言わせていただきたいというふうに思います。このことについては最後全てを残すのかというところをもう一度議論する機会がありますのでね、塚田さん御意見いただきました。ありがとうございます。次に進めさせていただこうと思いますが。

門脇委員。

○門脇委員　先ほどから聞いてまして、改正後の４条１項に規定するものだけを記録に取ってもらうほうがいいという意見もたくさんあったんですけれども、皆さんもう一度再確認していただきたいんですが、執行部は既に４条１項の規定に関わらず、全ての記録を残すように運用を改められています。よろしいですか。ということは、我々がこの政治倫理条例の６条において４条１項の規定に関するものだけを取るように依頼をするとしても、という条文であっても、もう既にそれに反して、反してと言ったら言い方は悪くなるかもしれませんが、それに関わらず、全ての記録の提言の記録を取るように運用されているわけです。にもかかわらず、政治倫理条例の６条において４条１項の規定に関するものだけ取るようにしてくださいというのは､そこはおかしいんじゃなかろうかという話なんです。ここで結果がどうなったとしても、執行部は全ての提言を取られるように改められています。それは４月の受託収賄の件も大きく影響している。これまで全ての記録がなかったことに何かしらの問題があったと認識をされて改められたわけです、全ての記録を取ると。ですので、議会のほうも議会改革特別委員会として改革をするというのであれば、この６条は非常に大事なところになってくると思います。これをこのまま元通りに戻さないというのは、それはある意味議員にとっては都合がいいんです、私達の記録が残らないから。だけど冒頭申し上げたとおり、私達が正当に議員活動をしていて、みんな後ろめたいことがないのであれば、記録を残されて困ることはないはずです。反対にこの倫理条例４条１項に規定するものに限定をしたいと、元に戻して全ての記録を取られたら困ると、ということは、私達の議員活動の正当性を疑われても仕方がない、市民から見て。そのような結

果になると思いますので、もう一度よく考えていただきたい。先延ばしにするのはいいんですけれども、前回も今回に延ばしてますよね、前回も次回に延ばしましょうということで延ばしています。先延ばし続けていつ決めるのか。今日は何をするためのこの場だったのか改めてもう一度考えていただきたい、議論をしっかりすべきと思います。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　事務局に聞いていいですか。先ほど６条改正後、提言は把握していないというふうにおっしゃられたんですけど、全ての記録を残しているのであったら、なんで把握してないっていうことになるのかなと思うんですけど教えてください。

○矢田貝委員長　田村次長。

○田村次長　平成３０年４月１日以降のお話でよろしいですか。（「本年４月以降は確か１６件っておっしゃいました。」と委員長）令和８年４月１日以降は１６件、記録として把握しております。

○伊藤委員　分かりました。ありがとうございます。

○矢田貝委員長　門脇委員おっしゃいましたけども、議員にとって都合の悪いことは残すなと言っているっていう議員は誰１人いらっしゃらないと思いますので、そこのところは確認をしておきたいというふうに思います。なので大事なことなので、皆様がどう考えておられるのかというところでございます。この６条については公明党議員団、新政自民からも意見があるんですけれども、門脇委員の強い意見を受けまして、次に進んでいいですか。皆様さらに聞くことがあれば。

　又野委員。

○又野委員　全体としてまた次にってなったらしようがないんですけれども、今日は一応このことを話しするって聞いてたので、ある程度やっぱり方向性を作って、一応案としてはこういう案でまとめて、最終的にそれをどうするかっていうふうにしたほうが、このまま並列のままっていうのは何かやはりおかしいんじゃないかなと。ある程度ここの会としては、いやせめてここかここかみたいな案を決めてから次に進まないと、また１から同じような議論になるんじゃないかなと思うんですけれども。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　改めてお伺いしたいんですけれども、要は元の条文に戻して全ての提言を記録していただくということは何か差し支えがあるんでしょうか。要はその戻すべきではないと発言された方々の御意見を伺いたいんですけれども、要するに４条１項に規定したものだけを取るというふうに現状なってますけども、それに関わらず全ての議員の提言を記録するということでそんなに何も問題はないと思います。むしろそのほうが先ほど申し上げましたけれども、今年の４月に起きた受託収賄の件でも記録がなかったわけですから、もしかしたら何らかの記録が出てきた可能性もあるわけです。そういった部分を含めて改革ではないかと、より前に進むためには限定した記録ではなくて、全ての記録を残せば問

題ないと思うんです。それに反対されているということは、何か全ての記録を残すことに問題があると考えられているんだと思うんですけれども、その辺の理由をお尋ねしてもよろしいでしょうか。何か問題があるんでしょうか。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　門脇議員が言われるように何か問題があるのかって言われると問題は全くないんですけど、言われることは本当によく分かります。今当局が行われている令和８年からの記録を残すっていう部分でやってるから、別に今前のとおりじゃないかっていうふうに言われているというふうに私は理解してるんですけれども、そういうのを全部残して前の分と同じではないかというふうに私はちょっと言い方的には同じじゃないかなと思ってるんですけど。確かに全部残せば、残したら何かあったときにそれは見ることはできるんですけど、その何か理由があってこういうふうにされているわけですから、そこはやっぱり検証していかないといけないなと私は思ってるんですけど、そこがきっちりと検証できれば、そういうまた前のとおりに戻せばいいと私は思いますけれども、ちょっとそこが私自身がちょっと検証できてないというか、そういうところでございます。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　特に問題があるというよりは、もう要領で４条第１項以外のことも当局のほうは残すっていうふうにしていって、もうこれで運用ができてるのかなと思っていて、改めて明確に条文を直す必要がないっていうところと、要領、内部的なルールで定めていただいているんですけれども、これ当局のほうでいろいろ作ってもらうものなので、まずはちょっと当局のほうにやりやすい形、残しやすい形っていうほうをこちらから明確に縛るというよりは伺いながら調整をしていくっていうほうがいいのではないかなというところで、もう既に運用ができているっていう前提に基づいて、その改正が必要なんじゃないかっていうふうなことを言いました。

○矢田貝委員長　全記録を残すことに対して問題があるから、全てを記録にという政治倫理条例に記載する必要についてもう少し協議する必要があるんじゃないかという御意見、が２つあったというふうに思います。

門脇委員。

○門脇委員　今、渡邉委員のお話で、執行部のほうに既に運用が全ての提言の記録を取るような運用がされているので、政治倫理条例を変える必要はないんじゃないかという話なんですが、逆じゃないですか。だってそのような運用をされているわけですから。それと政治倫理条例記載が違うわけですよ。政治倫理条例は４条１項に規定するものだけを記録として取ってくださいっていうふうに言ってて、でも執行部ではそれに関わらず全て取りますっていうふうに運用も既にされているんであれば、こちらの政治倫理条例のほうもそれに沿った記載に変更すべきではないかと思うんですけれど。それに加えて津田委員のお話もありました平成３０年にこの６条が改正された経緯、理由、ここが明確になれば元に

戻してもいいんじゃないかというお話がありましたけれども、ここはやはり改めて記録があればその変更改正に至った理由などがあれば、一度議論したりとか考えてみる必要があるんじゃないかと思いますけども、いかがでしょう。

○矢田貝委員長　事務局から先ほど御説明いただいた以外に何かありますでしょうか。

田村次長。

○田村次長　理由的には先ほど説明させていただいたとおりりなんですけれども、まずこの条例は政治倫理に関する条例というところなので、第４条第１項に基づく行為について記載するというところが本来なんじゃないかというような議論がありました。それ以外の純粋な提案等については他のところで、議会基本条例とかそういったものの検証の中で検討すべきではないかといった議論がありましたので、政治倫理条例っていうところに基づいて記録すべきものは第４条第１項に基づく行為について記録するべきではないかといった議論だったかと思います。以上です。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　それは多分改正のきっかけになった理由ではなくて改正の議論の内容ではなかろうかと思いますけれども、私が持っている資料で、恐らく平成３０年の改正のきっかけになった出来事というのが、これ２０１６年、平成２８年の７月２２日の日本海新聞の記事です。御記憶にあるほうも多いかなと思うんですけれども、米子市議の口利きの常態化ということで日本海新聞さんが記事を出されてます。そこは威圧的暴言、対応に苦悩、利権絡む事案もということで、いろいろ調査もされて記事が出されてます。それが７月２２日です。今資料いただいたとおり、議長から検証についての諮問がなされたのが１０月３日ですから時系列的にこの後ということになろうかと思いますので、少なくともこの事件というか、この記事が出たことが一つの要因となっているということは考えられるかなと思いますが。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　ここの新聞の記事は一つの大きなことだったかなと思います。でも私もこの６８件でしたっけ、その中多分９件ぐらい、私結構多かったです。市民の方からここの柱がこういうふうに腐ってますよというようなそういうような純粋な報告もここに記載されており、市民からの相談っていうのがほとんどだったのに、私は何かその前後も切り取られて、まるで何か大きな口利きをやったように思えてとても心外だったなというふうに思いました。何か公開してそこで話す機会があれば、市民の方からのメールだとかいろいろ文書もあったので何かを出したいななんて思ったこともありました。なので、職員さんが自分はそういうふうに純粋な提案だと思っていても、職員さんがどう捉えていたのか、私もそこのところはとても不明だし、そのほうに聞いたこともありません。どうしてこういうふうなことになったのかというのを聞いたこともありませんが、やっぱり感情もありますし人と人との問題なので、それが提言なのか、それとも相談なのか、倫理条例に抵触す

ることなのかっていうのがやっぱり分からないので判断しづらいですよね。だからメモはメモって、みんな取っているというのは当然のことだと思うんです。だけどそれをイコール政治倫理条例に照らし合わせるというのは、ちょっとやっぱり私は違うんじゃないかなと思うんですね。やっぱり政治倫理条例なのでそこに抵触するところっていうところ、その全体の中から取り出して持ってくるっていうのが何か必要なのではないかなと思います。私さっき１６件でしたっけ、多分皆さんもそうだと思いますけど、日常的にいろいろな市民からの要望だとか、あと困り事だとかいろいろあって、私も市の職員さんにいろいろ相談したりとか、こうあるべきじゃないですかという提言をしたり自分ではしているつもりです。でも多分そこには全然乗っかってないんじゃないかなと思います。だからそこはどういうふうに判断して、この人のは提言、この人の提言じゃないっていうふうになってるのか、ちょっとそこらのところは議員側も当局側も何か共通認識をして、やっぱり私はデータでも書式でもここにここのことでこれは提言ですよとか、これは相談ですよというような形が何か必要じゃないのかなと。新聞に大きく書かれたこともその当時を思い出すとそう思います。その後、議長が１人１人その事案について面談をされて議会でも取り沙汰されましたけれども、当時の副市長はあまりにも四角四面な捉え方だったとか、そういうふうなことでそこは抵触してないということがはっきりしているのではないかなというふうに思っています。以上です。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　実はさっきの報道には続きがありまして、結論としてこれは山陰中央新報さんでしょうか、過去２年間、口利きはなかったというふうに議会でも多分結論付けたと思いますし、そのような報道も最終的にはされてます。で、今伊藤委員おっしゃったんですけれども、だからこそ記録を全部取ってもらったらいいんじゃないですかということなんです。結果として口利きがあるんではないかという報道はされましたけれども、記録が残っていたものがあったわけです。記録が残っていたからこそ、それは不正なものではなかったということが明らかになったわけです。そういったことを確認する意味でもですね、繰り返しになりますけれども我々が何ら後ろめたいことなく議員活動をするのであれば、全ての記録は取ってもらって何ら差し支えないと。市民から見てやはりそういった幅広く記録が残っている、何かあったときに調査ができるような体制を取っておくことが重要ではないかと思います。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　初めから最後まで全ての記録をテープだとかあと文字とかでとってあるんだったらよかったんですけど、このときは前段も後段も削除されて何かちょっと怪しく思われるようなところだけ取り出されて、それも何か職員さんの恣意的な感情も入っていたというふうに私はなんか思いました。なのでそこは本当に最初から最後まで取るなんてことはちょっと難しいので、やっぱり記録を取られたら議員に確認をするだとか、議員もこ

ういうふうなことできましたという確認をするだとか、何かそういうことが必要なのではないかなと。でもそれは政治倫理条例とはやっぱり切り離されてるところの全体のメモで、何かあったときにはメモを参考にするということはあっても、それがイコールではないと私は思いますんで、それはす全ての事案をメモをするのはその職員さんのお仕事で、私達のこの政治倫理条例の中ではそこは全てを把握するということは無理ではないかなと思います。以上です。

（「委員長」と声あり）

○矢田貝委員長　ちょっとお待ちください。ほかの皆様ないでしょうか。門脇委員、後で。

又野委員。

○又野委員　一つは伊藤委員が言われた中で、第４条第１項に抵触するかどうか判断するのは難しいというふうに言われました。難しいからこそ全てを残しておかないといけないと私は思うんですよね。そこで判断ができないから結局記録として残せていなかったっていうのがあると思うんです。政治倫理条例で、だからこそ４条１項で規定するっていうのは必要なんじゃないかっていうのが、だからそこが判断できないからこそ全部残してくださいっていうことを倫理条例で求める必要があるんじゃないかなと。最終的に何かこれは口利きだったんじゃないかとかという話になったときに、記録を残しておいてそこから実際どうだったのかっていうところを後で検証できるようにするのが倫理条例なんじゃないかなと私は思うので、やはりその場で判断しづらい以上、実際に運用の中で全ての記録を残している、残すことに当局がされてる以上、残していって後で判断するっていうのが大事だと思いますし、元に戻すのがどうなのかなっていう、元に戻すのが何かいけないみたいな議論があるんですけれども、改正したのがやはりちょっと実際うまくいってなかったってなるんだったら元に戻すっていうことは当然あり得る。しなければならない場面っていうのはここ以外にもあるはずなので、元に戻すことをそれ自体で何かおかしいんじゃないかっていう議論は私はおかしいんじゃないかなと思ってます。以上です。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　さっきの伊藤委員のお話の中で、当初の提言が切り取られて記録されていたという部分に関してはですね、やはりこれは考える必要があると思います。であるならばですね、例えば音声記録を取るように求めるであるとか、音声記録残っていれば全ての記録が切り取られずに残るわけですから、そういった記録の仕方とかいうことも全然考えようによってはできるわけですから、そのあたりはやり方次第かなと思います。それらも含めてやはり記録に残っているということが今後何かあったときの材料にもなりますし、逆に私達の議員の正当な活動を守るということにもなると思いますから、もしその切り取られたりとか記録のされ方について何か不満がある、疑問があるようでしたら、最初から音声記録を残してもらうようにするなど、これも検討の一つかなと思いますが、いかがでしょう。

○矢田貝委員長　いいですか、発言させてください。具体的に今後どのようにしていくのかという議論はですね、次の段階だと思います。今は最後まで政治倫理条例を見直していく中で、各委員、会派の意見を整理をするために御説明をいただいているということを改めて確認をさせていただきたいと思います。一番最初に今日の最初に事務局から御説明をいただいたこの改正の経緯についての中でですね､純粋な政策提言等の記録につきまして、別途議会基本条例の検証等の中で新たな仕組みを検討するべきだったところが、多分十分になされていないまま当局のほうが本年４月以降の全ての記録をという要領を定めて踏み出されていらっしゃるところに、議会が今、後追いをして議論をしているというのはもう否めない事実で、そのことをどのように市民の皆様に信頼を回復していくために私達の特別委員会があるということを皆さん共有してもらっていると思いますので、必ずしもその全てを記録を取るということを仮に条文に入れるか入れないか、もし入れたとしてもそれを後戻りするというふうに捉えている議員はいないと思います。私も門脇議員の提案に対していたときに再び掲載するという御意見をいただいているというふうに言ったつもりなので、そこのところは皆さんがより良くしていくためのこの委員会であるということで、具体的なやり方については当局の事務の負担をかけないために音声録音がいいのか、逆に議員が自ら守るために提言するためにはどのようなペーパーとか書式でもって伝えていくことが本来のことなのかということを議論するというようなことは、また具体的に後段というか全てが整った中で全て最後まで見た後に議論することができるというふうに思っています。よろしいですか。

６条について公明党議員団、また新政自民からもいただいておりますので、まず公明党議員団から改正が必要な点についてのところなんですけれども、当局が記載した内容とかですね、保存期限、議長への報告、議長からの求め等にどこまで応じるかとの現在の基本的な扱いについて御説明がいただけますでしょうか。

田村次長。

○田村次長　議員からの提言等の記録についてどこまで議会から求めがあったときに対応するかといったところでございますけれども、当局に確認いたしましたところ、報告については市議会議員のうち、政治倫理条例第４条第１項に掲げる行為があったときには議会に報告するという対応を考えているといったところでした。それから例えば議会、議長からの求めで、提言が今の要領ですと国会議員、県会議員全部含めて議員からの提言があったものを全部記録するようになっておりますけれども、そのうち、議会議長から求めがあった場合については、市議会議員のうち、政治倫理条例第４条第１項に掲げる行為があったときには議会、議長からの求めに応じてその内容を提出することは考えているけれども、それ以外の提言については今想定はしていないということでした。以上です。

○矢田貝委員長　保存期限も御報告いただきましたですかね。

○田村次長　提言等についてはいろいろな議員さんがいろいろな提言をされている内容

について他の議員さんにお知らせするだとか、そういったようなところまでは今は考えていないといったところです。保存期間については５年間というところで考えているということです。

○矢田貝委員長　分かりました。次に新政自民さんのほうにありました市民に対して可能な限り公開するように努めるというふうな提言が改正案のところ２にありますけど、このことについて、今の事務局からの説明であるとかいろいろな抵触するかどうかというような内容にも関わらず、可能な限り公開するというところは少し理解がしにくいところなんですけど、御説明をいただければと思いますがいかがでしょうか。

議会当局の運用上全ての記録が残されてきたわけですね、今の期間だったら１６件とおっしゃいました。このことについて開示する可能性というのは議会もしくは議長、ここも明確ではないんだと思うんですけれども、議長だと思いますが、議長からどうなのかと求めがあっても、また議長として倫理条例の第４条第１項に掲げるところに反する行為だと判断したときに初めて開示するのであって、できる限り市民に公開するよう努めるというものと一致しないというふうに考えていて、もしかして新政自民さんのおっしゃるこの可能な限り公開するように努めるということについては、政治倫理条例が設置されて議論が始まったときにはそのことについてその記録の内容を可能な限り開示するとおっしゃっているのではないかなと思いましたので、このことがここに出てきている意図がどうなのかなっていうふうに思うわけです。

渡邉委員。

○渡邉委員　それは当局の話とは全く別の話で作っていて、改めて倫理条例を検証するというときにおいて公開っていうところを前提にしたときにどこまでの範囲でどこまでのレベル感で公開をするのかどうかっていうのをこの委員会の場に議題として出したという意味合いでございます。

○矢田貝委員長　条文の改正案として受け止めなくてもよいということですね。分かりました。どうでしょうか皆様、今のところ今事務局から御説明いただきました５年というところもおっしゃいましたし、全ての記録の中で議会に情報提供するというところは４条１項に抵触すると考えられるケースに限るという想定であるということでございましたけれども、そこは御理解いただけたということでいいでしょうか。新政自民さんの改正案の２については文案として提案されたということではないということで極端に言えば削除で、３についてはもう削除というふうに前回おっしゃいました。２についても削除でよろしいですか。

○渡邉委員　はい。

○矢田貝委員長　ではここはそのようにさせていただきます。新政自民さんの中で適切に保存するようというところについては当局としては今５年を想定ということで、これは後段にも出てきますけど審査請求をするときにそのことが起こっただろうと想定されるとき

から１年以内ということを想定している自治体の条例もあったようですけれども、私達米子市として何年というところを定めるのが、何十年持っていうことはないにしてもどこまで溯ってこのことを審査請求していくのかというところに来ると思いますので一応確認をさせていただいたところです。

どうでしょう、次に進ませていただくための次のまとめの残し方としては、全ての記録か４条に触れるかどうかというところは次の大きな議論、また私達が当局に対して提言なり意見等を申し上げるときの方法についても具体的なものは次の議論ということで進ませていただいてもよろしいですか。いいですか。

〔「はい。」と声あり〕

○矢田貝委員長　それでは６条が終わったことにいたしまして、７条審査請求について移ってまいりたいと思います。条についてはたくさん御意見を頂戴しておりまして、まずは請求することができる人、請求の要件について協議をして、その次に申請の方法と添付の書類、違反があった日から経過年数等についての協議というふうに協議を進めてまいりたいと思いますけれどもいかがでしょうか。いいですかね。

〔「はい。」と声あり〕

○矢田貝委員長　それでは請求することができる人、請求の要件についてです。一通り前回提出した御意見をいただいておりますけれども、私も今日までに幾つかの政治倫理条例を見させていただいてまいりました。ちなみにですけども、鳥取県議会は政治倫理審査会の請求につきましては議員のみ、これはほかの全国の自治体でも議員のみが審査請求できるというふうにしているところはあるようです。鳥取県の場合は議員定数の３分の１以上かつ２会派以上の理由を明らかにした文書を添付した上でというふうになっておりました。また、上尾市は市民の審査請求として、議員条例においては有権者の総数の 500 分の１以上の連署であって、市町等の条例においては有権者１００人以上の連署ということで、それぞれの基準というのが違うようにあるところもありました。これは私達米子市議会がどう考えるかというところだと思います。市民１人でも請求することができるというところももちろんありました。有権者の一定割合以上の連署を請求の要件とするというところもありました。この点についてはいかがでしょうか。数字ではなくて考え方を整理してまいりたいなというふうに思います。議員のみというところが多かったかっていうと、私の印象ですが、そんなに少ないとは言いませんけどもたくさん検索したら出てきましたので、それだけ議員の責任というのは重たいということだし、政治倫理を請求することの重大性ということの意味かなというふうにも理解をしたところです。皆様から御意見を伺ってみたいと思います。

又野委員。

○又野委員　前回でも多い意見だったと思うんですけれども、議員のみでもできるし市民からの訴えがあってもそれに議員が賛同してっていうことになるので、できるということ

でその両方でいいのかなと私は思いますけれども。

○矢田貝委員長　うなずくほうが多いんですけど。そこは議員のみではなくて市民、そして議員ということですね。

〔「はい。」と声あり〕

確認でした。

そして具体的な数でいきますと、いろいろとありましたが、１００分の１という書き方が新政自民さんのほうにはしてございました。緑風会さんからのほうも有権者の１００分の１ですね。具体的な数字が見えているのがここだったと思います。次の揃える中で、ここで一つこれ以外の数字が出ませんが、一旦これに合わせた資料作りということで進んでもよろしいですか。ほかに意見がありましたら。

門脇委員。

○門脇委員　人数の要件につきましてはですね、ちょっと一つ御提案というか、前回議論したんですけれども「当該違反する行為を証する書類を添え」という条件があります。前回私は「証する」ではなく「疑うに足る」のほうがいいんではないかという話をしたんですけれども、皆さん「証する」という御意向だったので「証する」で構わないと思うんですけれども、この「証する書類」っていうかなり大きなハードルがあります。前回お話したように、平成２８年に政倫審の設置請求が出されましたけれども、そこに判決文を添えられてます、証する書類として。その判決文の中に供述調書の一部として当時の被告人が当時議員に贈り物をしたという供述が載っています。それですら設置されなかったわけですから相当この「証する書類を添え」というのがハードルが高いということは伺えるかと思います。このハードルがある上でですね、さらに人数の要件を例えば有権者の１００分の１と言えば米子で言えば１，０００人を超えるわけですから、相当大きな署名運動が必要になったりするので、この「証する書類」が必要であるならば人数要件はさほど厳しくする必要性はないんではないかと思うんですけれども、その辺の兼ね合いは皆様どうお考えになられるでしょうか。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　私も前回の委員会で発言しましたけれども、例えばハラスメントだとかっていうのはなかなか皆さんに一緒になって何人か請求するっていうことはなかなかできにくいので、やっぱり人数要件はなくていいんじゃないかなというふうに思っています。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　前回から伊藤委員が言われてるんですけれども、なかなか人に説明して賛同を得るのが難しい事案、ハラスメントの話がありましたけれども、そういうのもあると思いますんで、１人からでも出せるようにして、議員がそれに付くので人数要件は１人からでいいのではないかなと思います。以上です。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　私はどなたかが言われたと思いますけれども、議員は市民の代表で選出されてるので、もう鳥取県議会さんのように議員だけというような形のほうでいいのではないかなっていうふうに考えます。以上です。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　その話はさっき「議員からと市民から両方でいいんではないか」とまとまったような気がするんですけど。

○矢田貝委員長　私も今それを申し上げようと思っておりまして、このことについては市民からでも十分に受け止めていこうよということで共有できたと思うんですね。もしかすると津田議員の御意見につきましては、１人がぽんと議長宛てに申請するのか、そこに議員がどのように乗っかっていくのかという仕組みが必ず必要ではないかとおっしゃったのではないかなというふうに思ったので、ちょっと答弁し損ねたところなんですけれども。次に書類をまとめる上で仮の数字として「１００分の１」ということを入れさせていただいて進んでいければなというふうに思います、有権者の数について。その上でもう一つ、議員についても数、また会派を複数にというところについても今日共有できれば次にまとめるための資料に入れ込みたいと思いますけど、この点について御意見を頂戴できますでしょうか。

○又野委員　４人という数字が幾つか確かあったと思いますんで、４人以上で会派を２つ以上またぐようなことがいいのではないかなと私は見て思いました。以上です。

○矢田貝委員長　そのほかの委員の皆様いかがでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員　この「４人」という今表記なんですけれども、４人っていうのがいいのか何分の１っていうものがいいのか、例えば今後、議員定数が変わった場合に、増減した場合に何人っていうものも割合としてはちょっと変わってくるものかなと思うので、今４人になってますから、４人だと今だと２６人の８分の１まではいかないですかね。何分の１という表記に変えてもいいのか、その辺はどうするのか、何人にするのか何分の１にするのかっていうのは議論してもいいんじゃないかなと思うんですけれど。

○矢田貝委員長　又野委員。

○又野委員　そこら辺の割合も考えたんですけれども、そんなことはないかもしれないんですけれども、極端に人数が減った場合、１人でもできるっていうのも何かちょっとどうかなと思いまして、やっぱり人数がある程度決まってたほうがいいのかなと思ったところでした。以上です。

○矢田貝委員長　塚田委員。

○塚田委員　我々は最初から「４人以上で連署」って書いてるので、これを変えるのもあれなんだと思うんですけど、先ほど門脇委員が話ししたのも私もずっと思っているところで、改選後とか本当に定数が変わる可能性もありますので、何分のなんぼっていうのやり

やすいのかなと思ったりはしますけど。でもいくら定数が変わっても４人以上って結構な賛同を得る、会派もまたぐっていうところで考えると、４人以上集めるのも相当な動きをしないといけませんので、４人以上っていうところで落ち着いてもいいんじゃないかなとは思っています。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　私も結論から言うと４人以上でいいかなと思います。根拠的にはすごく自分の中ではあんまりないんですけれども、やっぱり１人や２人じゃちょっといけないですけれども、審査の請求をすることができるので、そんなにハードル上げずにやっぱり４人程度が適当かなというふうに思います。以上です。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　私も４人以上、それから意見でも出ておりましたけど４分の１とかそういうような形、どちらかといえばもう４人以上ということで考えております。

○矢田貝委員長　鷲尾委員いかがでしょう。

鷲尾委員。

○鷲尾委員　私達のところは一応８分の１以上って出してるんですけど、計算すると３．２５人とちょっとあれになるんですけど、できたら８分の１がいいかなと、人数的にも。以上です。

○矢田貝委員長　皆さんこの部分については根拠があったりとか必ずしもということではないようですので、とりあえず多く４人っていうふうに聞きました。次の書類を整える中で「４人以上かつ２会派以上」ということで文書をまとめていかせていただきたいと思います。市民の審査請求については１００分の１以上の連署をもってということ。そして違反があると認めるときにはこれを証する書類を添えるという文章で一旦まとめさせていただいて次に進んでいきたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。いいですか。また協議できますよ。今各会派のそれぞれから出てきたところのばらついているところを整理しようとしています。

伊藤委員。

○伊藤委員　意見だけですけど、やっぱりさっき言ったように１００分の１っていうよりかは、１人でも人数要件要らないかなというのが意見です。ハードル低いほうがいいのかなというふうに思っています。以上です。

○矢田貝委員長　この点については記録に残した上で議論を進めるということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に８条に移ってまいりたいと思います。政治倫理審査会の設置です。これは９条の政治倫理審査会の組織等というところと重なる部分が、意見としてはクロスしているようにも思います。これにつきまして今後どのように整理していけばよいのかということを考えながらの御協議となると思います。その点も御理解をいただきながら、８条について各会

派、委員からいただいている内容について御説明をいただきたいと思います。

○矢田貝委員長　田村次長。

○田村次長　資料の訂正をさせていただきます。新政自民さん第８条の箇所に第９条の改正が必要な点と改正案が入っております。申し訳ありません、９条のほうにも記載しておりますけれども、こちらは９条の内容でございますので削除を、申し訳ありません。

○矢田貝委員長　分かりました。改正が必要な点の上段も同じですね、削除ですね。

新政自民さんからは８条についての御意見は提出がなかったという理解でいいですか。

渡邉委員。

○渡邉委員　ありまして、内容的には被請求議員が例えば病気とか拘束とかその他やむを得ない理由により弁明ができないときに、弁明する機会を与えましょう、確保しましょうというところを追加で３項、４項、５項ということで追記提案として提出をしました。８条第３項では審査会では被請求議員に弁明の機会を与えなければならない、第４項においてはこちらで被請求議員が病気、拘束その他やむを得ない理由により弁明することができないときは､審査会はその理由及び弁明の機会を確保するための措置を記録した上で調査、審議を行うことができる。第５項におきまして審査会は第２項の規定によるほか、議長の求めに応じ議員の政治倫理に関して意見を述べることができる。

○矢田貝委員長　暫時休憩します。すみません、ちょっと資料ばらけていますが。

午前１１時２３分　休憩

午前１１時２８分　再開

○矢田貝委員長　資料が行き渡ったようですので議会改革特別委員会を再開いたします。では８条について、各会派、委員の皆様からいただいた意見の説明を求めたいと思います。

○渡邉委員　８条に関しまして政治倫理審査会の設置ということです。こちらについて、被請求議員の弁明機会を明確化し拘束等の特別な事情がある場合でも手続きが進められるようにというかできるようにというところで、第３項、第４項、第５項までを追加いたしました。先ほど条文をそのまま読んでしまったんですけれも３項で被請求議員に弁明の機会を与えなければならないことを記載しまして、第４項ではその特別な事情がある場合でも調査審議を行うことができるということを明確にした。第５項に関しましては、まだ明確にどのような場合が想定されるかというのが想像しきれていないんですけれども、審査会、この第２項の規定ですね、付託された審査請求があった場合によるほか、議長、議会側のほうからの求めに応じてこの議員の政治倫理に関して議長に意見を述べることができるということで第５項を追加いたしました。白黒になっちゃってるんですけど、第８条第２項の「審査会は」のところですね。ここに私達「この第７条第３項の規定により付託された」というところは赤字になっておりまして、これは前の審査請求からの繋がりを意識して文言を追加したということになります。その後に「審査の請求に係る事案について公正かつ適切に」のところに関しましては、これは「公正かつ適切に」っていう言葉を倫理

条例という性格上入れたというところです。改正案の内容は以上になります。

○矢田貝委員長　皆様からこの説明について聞いてみたいと思われるようなことがありますでしょうか。９条と一緒に見ていかないと、信風さんのところでは触れられているところが９条であったりとかするなという印象を受けますですね。

伊藤委員。

○津田委員　ちょっとお尋ねしたいのが、８条の４項の２行目から「審査会はその理由及び弁明の機会を確保するための措置を記録した上で、調査審議を行う」、機会を確保するための措置を記録したっていうところをちょっと御説明いただきたいと思います。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　本当に出席できないっていうところが大前提になってきている条文になっているので、どんな形で、ちょっとこれは完全に言葉の選び方、言葉の作成の仕方は今後の法令の話だと思うんですが、これはあくまでもその人がどういう形で出れなかった、でもこういう形で対応した、調査審議したっていうところを、だから事細かに記録をするっていうようなことを、事細かなのかどうかもそれもそうですけれども、これは完全に今後の言葉選びの話だというふうに、まずはここに文章として記載させてもらいました。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　すみませんね、理解が悪くて。審査会はその理由及び弁明の機会を「できないとき」ですよね。できないときなので、その理由及び弁明の機会を確保するための措置っていうのが、私の理解の中でできないんですけれども。できないときは調査審議を行うことができる、でもできないときはできないですよね。できないからこうするっていうことが何かちょっと明確ではないんじゃないかなと思うんですけれども。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　出席できないことを記録するとか、とにかく弁明の機会を付与します、それで確保しました、それは措置というんですかね、そういうふうに記録はします。でも被請求議員のほうから説明をするのかどうかはこちらを求めますけれども、できるかどうかちょっと分からない。でもこちらはそのことをしたということは確保しました。その上で返答というかそういう回答っていうのはそちらのほうに権利が移譲しましたので、そちらのやることですよというところなのかなというところで、確保というところをまずは確保したという意味で確保ってやりました。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　間違ってたら教えていただきたいと思うんですけど、この病気だとか拘束っていうことなので、例えば診断書だとか、裁判記録だとか公的なものみたいなことを記録をして進むことができるっていうことですか。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　それは相手方の話なので、あくまでも弁明の機会はありますよというところ

はこちらからの話なんですけれども、例えばそれが裁判ですよとかそういったようなところを求めるというところまでをするのかどうか、それは要綱要領の話だと思うんですけれども、あくまでもそういうほうがいて弁明の機会をいついつまでに、多分この後９条の以降話もあると思うんですけれども、期限を区切ってやりましたとかそういったようなところのちゃんとそのほうの弁明の機会を付与したっていうことを確保するっていう意味での措置をっていうことですね。

○伊藤委員　ありがとうございます。

○矢田貝委員長　その他御意見、御質問等がありますでしょうか。私一点いいでしょうか。次、公明党議員団の説明を求めていこうと思うんですけれども、まず８条のところにおいては設置というところについて整理をしていくということじゃないかなというふうに思っているんですね。その次に組織であるとか、審査会の中身の中で弁明の確保をどのようにしていくのかというような議論が進み、どんどんと細かくなっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、このことについての文言の整理もどこに組み込んで次の資料に入れていくのかというのは、もう少し皆さんからの御意見を聞きながら整理してまいりたいというふうに思います。

それでは、公明党議員団の説明をお願いいたします。

○津田委員　それでは８条について御説明いたしますと、まず改正が必要な点としましては、条文に対して審査請求の扱いですとか、あとは審査開催判断についての記載がないということ。それからあと、議会内部のみで構成されている場合ですと、公平性だとか透明性に対する懸念があるということで、第三者委員会の設置が必要ではないかということで、改正案としては委員の構成に弁護士だとか学識の経験者だとか有識者を加えることができる規定を追加するべきではないかということで、これは多治見市さんが入れておられましたので、うちの会派ではこれは多治見市さんが入れておられましたので、参考にさせていただきました。以上でございます。

○矢田貝委員長　委員の皆様から何かありますか。

伊藤委員。

○伊藤委員　もしかしたらこれはさっき矢田貝委員長が整理してくださいましたけど、９条の政治倫理審査会の組織等のところにもしかしたら入るのかなと思ったりもしますけれども

○矢田貝委員長　８条、９条についてもう少し整理したほうがいいかなというふうに思います。伊藤委員、ありがとうございます・

ほかにございますか。

それでは信風の御提出いただいたことについてお願いします。

伊藤委員。

○伊藤委員　改正が必要な点は、これも９条、でも多分８条だと思うんですけど、現行制

度の審査会は第三者の客観性は担保できるものの、設置や弁明機会の確保に多大な時間を要して、任期満了まで数ヶ月といった局面では形骸化、タイムアウトになるリスクがあるというふうなところで、迅速性を担保するための手続き簡素化、又は緊急時の審査会省略規定の明文化があるといいのではないかなと考えました。改正案は第８条４項を追加し、「議長は任期満了その他緊急を要する事由があり、審査会による調査審議を待つ時間的猶予がないと認めるときは、審査会への諮問を経ずに速やかに本会議に措置を付議することができる」というできる規定を条文として入れ込んだらどうかなと思いました。以上です。

○矢田貝委員長　委員の皆様、御意見等がございますでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員　現行の条文ですと、請求があった際に、政倫審の設置請求があった際に要件を満たした場合に、これは必ず設置するものなのか、それとも証する書類などの要件が整っていた場合でも設置するかしないかの判断を誰かができるものなのか、ちょっと事務局のほうに伺いたいんですけど、今の現場の運用っていうのはどのようになっているんでしょうか。

○矢田貝委員長　田村次長。

○田村次長　政治倫理条例の逐条解説によりますと、「議長は審査の請求を受けたときは必要に応じて政治倫理審査会を設置する」旨のくだりがありますので、審査の請求を受けたときに必要に応じて設置するということになっております。

○門脇委員　なので、その辺がちょっと曖昧になっているのか、「必要に応じて」ということはどういった意味なのか、幅広い捉え方ができると思いますけれども、それがもしかしたら証する書類に足る、足らないによって設置の可否を判断するものというふうにも捉えられますし、要件が揃って証する書類があって要件が揃った上でも設置するかしないかを判断できるというふうにも捉えられるので、少なくとも要件が揃った場合には必ず設置するというようなニュアンスでの条文にしたほうがいいんではないかと思います。なんで私がこの改正案のところで書いている条文、ちょっとこれだけだと不足があるかなと思いますので、文言の内容はいろいろ検討していただければいいと思うんですけれども、要件が整った際には設置するというふうにしたほうがいいんではないかという提案です。

○矢田貝委員長　９条のほうもあわせて各会派、委員からの説明も伺ってみたいと思います。新政自民さん。

渡邉委員。

○渡邉委員　当会派のほうは、公明党議員団さんと同じようなことなんですけれども、委員の中にもう少し明確に専門知識を有する委員の選任、及び利害関係者の除外を明確にするというところで、第９条第２項のところ「委員は政治倫理、法律、人権、行政その他専門的な知識又は経験を有する者の」というところで、さらに専門家を追加いたしました。あとこういう条文を書いているときになかったなっていうところが第４項のところで、「委

員はその職務を行うに当たっては公正かつ中立に職務を遂行しなければならない」。これはこういう条文のときには毎度見るなという条文だったので追加いたしました。第３項に関しましてはこの第２項で委員となる者に対し、委員とはなれないものというものを限定的にここに記載をいたしました。以上が改正の内容になります。

○矢田貝委員長　１０条はあとでいいですよね。ちょっと準備した中では９条と１０条、一緒にしようと思っていましたけれども、８と９が一緒の議論のほうがいいですよね。１０条もいいですか、一緒に。

○渡邉委員　続きまして１０条に関しましては特に大きな改正はないんですけれど、見出しがなかったので、このまま第１０条として、見出しを「(委員長及び副委員長)」と付けたというところでございます。以上です。

○矢田貝委員長　ありがとうございます。皆様から御意見等ありましたら伺います。

門脇委員。

○門脇委員　改正案のほうで現行条文の３項の「委員はその委嘱に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする」っていうところが恐らく消されているのではないと思うんですけども、これは常設にするというような意味合いなのか、なくなっているところの部分の理由をお尋ねしたいかなと思うんですけど。

○矢田貝委員長　渡邉委員。

○渡邉委員　常設ではないんですけれども、これは審査会等が設置をされてその審査が終わったらその委員の皆様の委嘱は終わるという認識でいるっていうところなので、明確にただ書いてないだけで、これがあってもなくてもそれは私達もどちらでもいいかなと思います。

○矢田貝委員長　そのほかないようですので公明党議員団の説明をお願いいたします。

津田委員。

○津田委員　公明党は、改正案とかはなくて、改正が必要な点というところで意見についてお話しさせていただきます。まず政倫審のメンバーを決めているということで、例としてこれが全員なのか、そしてまた議員選出なのか、それとも弁護士などの第三者が入るのか有識者とか、その辺が入るのかということ。それから他議会に学ぶ必要性があるのではないかという意見が出ました。それから２点目については、この審査会に関する経費などはどうなのかとか、議員が審査会メンバーになった場合は公務外の扱いなのかというような意見が出ました。改正案については出ておりません。以上でございます。

○矢田貝委員長　委員の皆様から御質問御意見ございますか。

それでは次に信風さんお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員　私達は改正が必要な点は、常設型っていうことではないんですけど、政治倫理審査会の委員を必要の都度委嘱するという仕組みは選定、交渉、委嘱の手続きを始める

ため、審議開始までに時間がかかってしまうという課題があるのではないかと考えております。なので、緊急時のスピード設置、特例措置の整備が必要ということで、改正案は「必要の都度」を削除して、「委員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする」に変更してはどうかと思っているんです。他の審議会とかもそうですけれども、一応委嘱をしておいて、あとは必要があれば必要に応じて開催をして、そのときの分は多分報酬が必要だと思うんですけれども、そういうふうな形にできないかと考えています。以上です。

○矢田貝委員長　委員の皆様からの御意見御質問等ございませんでしょうか。

８、９、１０も合わせてですけど、それぞれのところに書き込んでいただいておりますけど、整理していくと、１０は別ですけれど、まず最初に審査会がどういうものであり、設置の判断はどのようにしていくのかというところがまず協議かなというふうに思います。そして一つ常設化して必要時に設置がスピーディーにできるようにしていくという案もいただきました。このことについていかがでしょうか。８条として米子市の場合の設置、それから次が組織となっておりますので、まず設置の判断ですね、門脇委員も含めて公明党議員団さんからもいただきました。ここについて記載がないわけです。審査請求がありました、１００％設置に至るかどうかというところ、そこに一つ仕組みというか条文が必要ではないかと考えますけど、皆様からの御意見を聞きたいと思います。

又野委員。

○又野委員　これが両立するかどうかなんですけれども、基本的には申請があった場合は設置するというのでいいと思うんですけれども、信風さんの改正案で任期満了その他緊急する事由があるときは設置せずにっていうところが、同じ条例の中で両立するものなのかどうなのかちょっと確認させてもらってもいいでしょうか。それ以外ではもう基本的には設置できるっていうふうになるのか、この例外規定としてこれを入れた場合ですね。

○矢田貝委員長　うまくまとめれば、その設置についての条文の中に入れ込むことで両立できるような印象を受けます。

門脇委員。

○門脇委員　今の話結構専門的なことになるんじゃないかなと思いますんで、改めてその辺はちょっと再整備されるときに法的な部分も含めて確認をしたほうがいいのかなとは思います。ちょっと我々で判断できるかと言われると難しいのかなと思うんですけど。

○矢田貝委員長　まず政治倫理審査会については設置という部分について一つ設けていくというところに共有いただけたということでいいでしょうか。

あとスピーディーにというところの常設というところについても、もしここで皆さんの共有が図れればと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

又野委員。

○又野委員　もし常設するのがそんなに負担でないというか、２年に１回は多分それぐら

いの任期にはなると思うんですけれども、その都度任命をしていくことになると思うんですけれども、これまで政治倫理審査会が開かれたことっていうのがどれだけあるのかって言われるとちょっと記憶にないので、常設にした場合に実際に審査会を開かれるのかとかも考えていくと、その都度でもいいですし、でもあったときのために素早く対応できるためには常設でもいいのかなと思うんですけども、そこら辺のちょっと判断が私もつかなくて、もし任命すること自体がそんなに負担にならないようだったらもう常設で私はいいかなと思います。

○矢田貝委員長　塚田委員。

○塚田委員　常設だけちょっと取り上げさせてもらうと、例えばするんであれば任期新しくなったときに４年間っていう形で議員の中に何名っていうのはできると思うんですけど、一番問題なのは有識者じゃないかなというところがあって、お声をかけさせていただいて出ても４年間何もないことは多々あると思うんです。なのでなかなか難しいところかなと思うので、スピード感というのは大事かもしれませんけど、なかなか常設でやろうと思っても難しい部分があるんじゃないかなっていうところがあるので、常設しなくてもいいんじゃないかって私は思います。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　ちょっと確認なんですけど、先ほど塚田委員のほうからお話あったんですが、今現行の条文においてはこれ委員は議員もなれるんですか。なれないですね。

○矢田貝委員長　田村次長。

○田村次長　現行の条文では委員は学識経験を有する者のうちから必要の都度議長が委嘱するとなってまして、この条文ができる際にも第三者でっていうようなことで作られた条文だというところで認識しております。

○門脇委員　なのでちょっと議員がその委員に入れるのか入れないのか、第三者限定にするのかっていうところが一つ論点かなと思いますのと、あともう一点、その常設にした場合に予算とかはどのように変わってくるのか、はっきりとは出ないと思いますけれども何か想定のものがあれば教えていただきたいと思います。

○矢田貝委員長　田村次長。

○田村次長　常設した場合におきましても、それから必要に応じて設置する場合におきましても、政治倫理審査会開催で出席された１日につきいくらといった報酬の単位になっておりますので、どちらになりましても報酬額が変わったりっていうことはございません。以上です。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　付け加えさせていただくと、皆さんも法律に詳しいほうだとか、あと人権に詳しいほう、例えば弁護士なんかは急に言ったってなかなか難しいというふうに思うんですね。なので、やっぱりそれは何かあったときに審査会を開催すること、開催するという

心づもりがね、あったほうがいいのかなと。それでそこの中で日程調整は必ず行われるわけですけれども、ずっとお忙しいほうを任命しても難しいですし、今急に任命するって言ってもやっぱり１ヶ月ぐらい、それ以上にかかるかもしれないななんて思うと、それは委嘱をしておいたほうが何かといいのではないかなというふうに思います。以上です。

○矢田貝委員長　門脇委員。

○門脇委員　私の意見を述べさせていただきますと、まずその議員が入るか入らないかについては完全に第三者でやるべきだと考えるのと、常設かどうかにつきましても予算的にも変わらないということですから、迅速な開催をするためには常設でもいいんではないかというふうに考えます。

○矢田貝委員長　津田委員。

○津田委員　私も門脇委員の意見に賛同するものでありまして、スピーディーな設置というか、その常設については本当に経費的にも決まってるとかっていうことであれば、もうそれでいいのかなっていうふうに私は考えます。以上でございます。

○矢田貝委員長　審査会メンバーに議員が入るかどうかについてはいかがでしょうか。

又野委員。

○又野委員　議員入らずに第三者のみで私はいいと思います。

○矢田貝委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　私も第三者のみがいいと思います。

○矢田貝委員長　審査会メンバーについては第三者学識経験を有する方々ということで共有ができたというふうに思います。どこかに出てきたと思うんですけど、その審査対象になった議員が議長だった場合ですね、提出先、ここについてどこかの会派からうまい文章があったなと思いますのでそれも探し出しまして、この今米子の条文でいきます８条のところの設置についてのところに組み込んでというふうに思いますけれども、今ここだって指し示すことができずに申し訳ないんですけど、この点も次回の資料提出の際に書き込むことの御了解をいただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長　ありがとうございます。審査請求があった場合には１００％の設置だと、そこに議長の判断は要らないという考えで皆様共有でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長　ではここまでで一応１０条までできたというふうに思っています。

会議の中について、もう少し１０条に戻ることがあるかもしれませんけど、今日のところはここまでで６、７条がうまく進みましたのでいいと思いますが、皆様から何かございますでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員　すいません、いただいている日程が「政治倫理条例について」っていう１文

なんですけど、もしできれば１０条、１１条にかかりますとか、何条についてとか分かれば記載していただけないかなと。結構間が空きますので、今日はどこだったかなっていうのもちょっと何名か分からんという声もありましたので、もしできれば次回１１条入りますとか１１条からここまでが予定ですみたいな感じで日程出していただけないかなと思うんですけど。

○矢田貝委員長　努力します。ありがとうございます。

そのほか委員の皆様からございますでしょうか。それでは次回なんですけれども、閉会中の委員会が民生教育委員会が１１月１６日、都市経済委員会が１１月１７日の予定とされております。今日のようにですね、委員会がなくなったときにはどちらかの委員会の１０時から、もし全ての委員会があった場合は民生教育か都市経済の午後からというような考え方で調整してまいりたいと思いますので、皆様次回の協力もよろしくお願いいたします。

以上で議会改革特別委員会を閉会いたします。

午後０時００分　閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会改革特別委員長　矢田貝　香　織